

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年一宮市条例第37号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年12月26日

一宮市長 中野正康

1. 指定管理者の名称

一宮アートライフデザイン

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

一宮市民会館 一宮市朝日2丁目5番1号

一宮市尾西市民会館 一宮市東五城字大平裏43番地1

一宮市木曽川文化会館 一宮市木曽川町内割田一の通り27番地

アイプラザ一宮 一宮市若竹3丁目1番12号

3. 管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで